

いばらきチャレンジクラブ「SASAEAI」会員規約

(総則)

第1条 いばらきチャレンジクラブ「SASAEAI」会員規約（以下「本規約」という。）は、チャレンジいばらき県民運動（以下「当団体」という。）が運営するチャレンジいばらき県民運動公式ウェブサイト（以下「本サイト」という。）を通じて登録したいばらきチャレンジクラブ「SASAEAI」（以下「チャレンジクラブ」という。）会員（以下「会員」という。）に対して提供する会員サービス（以下「本サービス」という。）の利用条件を定めるものです。

(目的)

第2条 当団体は、チャレンジクラブを以下の目的で運営します。

- (1) 社会的な活動を始めたい方等への活動支援、活動場所の提供
- (2) 社会的活動実践者のネットワーク拡大等の支援

(本規約と変更)

第3条 本規約に同意し、会員登録を行った方は、本サービスの提供を受けることができるものとします。

- 2 当団体は、会員の事前の了解を得ることなく本規約を変更することができるものとします。

(本サービス)

第4条 本サービスとは、次の各号のサービスとします。

- (1) メールマガジンによる以下の情報の提供
 - ① セミナーや相談会等の開催情報
 - ② イベント情報
 - ③ 先輩活動家との交流会開催情報
 - ④ 社会貢献活動に関する各種助成金情報
 - ⑤ 各種ボランティア募集情報
- (2) 当団体が運営する交流サロニーいばらき（茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2F）での会議室、打合せスペース、印刷機等の利用
- (3) その他、当団体が本サイト上で提供するサービス
- 2 当団体は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断又は中止することができるものとします。
 - (1) 本サービスの提供に必要な設備の保守、点検等のため、やむを得ない場合
 - (2) 災害等により、本サービスの提供が困難となった場合
 - (3) その他、当団体が本サービスの提供が困難と判断した場合
- 3 当団体は、本サービスの中断、中止により会員に何らかの損害が生じたとしても、これについて一切の責任を負いません。

(会員登録)

第5条 本規約における会員とは、当団体の定める方法によって会員登録を行い、当団体がこれを承認した者をいいます。

- 2 当団体は、会員登録の申込者に以下の事由があると判断した場合には、会員登録の申込みを承認しないことがあり、その理由については、一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 会員登録の申込みに際して虚偽の事項を届け出た場合

- (2) 本規約に違反したことがある者からの申込みである場合
- (3) その他、当団体が会員登録を適当でない判断した場合

(会費等)

第6条 チャレンジクラブの会員登録は無料です。

(会員の義務)

第7条 会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行うことはできません。

- (1) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (2) 当団体又は第三者が有する著作権、商標権、特許権等の知的財産権を侵害する行為
- (3) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (4) 本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
- (5) 本サービスを政治活動、宗教活動及び営利活動に利用する行為
- (6) その他、当団体が不適切と判断する行為

(損害賠償)

第8条 会員は、本サービスの利用において、自己の責めに帰すべき事由により当団体又はその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 会員は、本サービスその他本規約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡、贈与又は相続することはできません。

(退会)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合にチャレンジクラブを退会するものとします。

- (1) 第7条に定める会員の義務の不履行があり、当団体が会員を退会処分とした場合
- (2) 会員が自ら当団体に退会の申出をした場合
- (3) 会員が死亡した場合

(個人情報)

第11条 当団体は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、当団体「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

(協議事項)

第12条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた場合、会員及び当団体は双方誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

付 則

この規約は、令和4年5月26日から施行する。